



あべ けんいち
阿部 憲一 議員

汚染水

放出を許すのか

町長／国が万全な対策を取るべき

阿部 複合汚染・多重被曝の環境に暮らす町民に対して汚染水の放出による長期の吸引被曝・経皮吸収を加えることは許されません。長期保管には貯水効率の高い大型タンクへの移し替え、石油備蓄基地のような整備など様々な対策を講じていくべきです。町長は具体的に何をすべきかと考えますか。

町長 国は、国民の理解を得るため万全な風評被害対策を講じ、万が一風評被害が発生した場合には賠償など、あらゆる手段を講じて全力で取り組まなければならないと考えます。

コロナワクチン

健康被害を防止する責任は町長／国の救済制度が適用

阿部

①WHOは癌で死んでもPCR検査で陽性ならば新型コロナウイルスを死因とするよう勧告。厚生労働省も全国に通知。医療機関も補助金を受けるために追従し、数字が水増されていきます。実際の死者数はECMO等を使用して亡くなった人数などから千人ほどでは。対してインフルエンザ死は毎年3千人。また今年1月22日までPCR検査のCT値を42以上にしていたため、感染者数も水増し。世界5大医学雑誌は新型コロナウイルスの悪性度はインフルエンザよりも低いとする。町長には以上の認識はありますか。

②当町で使用するファイザーのmRNAワクチンは同社の元副社長やノーベル賞受賞者が接種に反対。生体実験の猫は2年後には全匹が死亡。ノルウエー

では12・4万人が接種して783人が因果関係ありで死亡。町には町民の健康被害を防止する責任があるが、町の法的・道義的責任は。③イベルメクチンは治療薬で、世界での臨床投与で軽症化78%、予防85%、死亡率74%改善。厚生労働省は駆虫以外での使用を承認し、保険適用。高齢者はコロナ恐怖症に陥っており、町はこれを整備するべきでは。

④インフルエンザでも高齢者や特定の基礎疾患のある人は重篤化死亡。感染経路は一番に家庭。そうした身内がいる町の職員には特段の措置が必要では。

町長

①国、県の指導の下、市町村は新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。

②新型コロナウイルスによる健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき、救済制度が適用されます。

③治療薬における様々な周知等の対応は、国の責務においてなされており、町は町民の問い合わせ等に適切に対応します。

④時差出勤並びに分散職場の対応を実施して、感染症予防および感染リスクの軽減に取り組んでいます。

郵送物

避難者への対応は

町長／原則は住民票の住所

阿部

役場から避難者への郵送物は町内の住所に送られるようになっており、しばしば役場に返送されますが、役場からは連絡もなく、トラブルが発生。善処されていますか。

町長

平成29年7月から行政通知は、原則として住民票の住所に送付しています。長期入院などの理由で、本人に代わって親族などが通知を受け取る必要が認められた場合は、広野町行政サービスに係る送付先変更申請書により対応しています。

第3回臨時会

4月21日に第3回臨時会を開きました。未来のかけ橋エレベーター設置工事の契約を可決し、また、広野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を承認しました。

未来のかけ橋エレベーター設置工事

すべての人の円滑で安全な移動と、駅周辺の一体的な復興を図るため、跨線橋の両脚にエレベーターを整備します。

工事の名称 未来のかけ橋エレベーター設置工事
工事の場所 下浅見川字柳町地内
工期 着工 令和3年4月22日
完成 令和4年3月22日
工事請負代金 1億3970万円
請負者 仙建工業株式会社福島支店



第4回臨時会

5月27日に第4回臨時会を開きました。県が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために全域で緊急特別対策等を実施している中で、売り上げが落ちている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃等の支払いに対する臨時的な補助金を交付する費用を計上した補正予算を可決しました。

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計	1344万円	55億4627万円
広野町新型コロナウイルス対策 中小企業者等支援事業補助金 1344万円		

第5回臨時会

6月25日に第5回臨時会を開きました。農業委員会委員の任命は討論の末、不同意となりました。また、議員の発議が可決され、議会基本条例に関する調査特別委員会が設置されました。

討論の末 賛成4 反対5
農業委員の任命は不同意

反対

ふさわしくない方が含まれる
3年前に同意したある方について、非常に批判が多くありました。この方は、社会規範に照らしてふさわしくなく、公職に就くことは認められないので反対します。

門馬 巧 議員

賛成

使命感あり、推薦も受けている
選考された方々は、それぞれ町の農業をリードするべく、また、それができる方々であると推薦を受けています。地域農業のリーダーとして活躍することを望んで賛成します。

渡邊 正俊 議員

特別委員会設置

広野町議会基本条例に関する調査特別委員会

黒田政徳議員の発議を可決し、広野町議会における基本条例の必要性、制定する場合は内容等を調査するための特別委員会を設置しました。委員には議長を除く9人全員が指名され、委員の互選により、委員長には小磯 利雄 議員、副委員長には黒田 政徳 議員を選出しました。